



## ～ 宮津市訪問理容サービス事業のご利用手順 ～

☆「宮津市訪問理容サービス申込書」で申込みをしてください。

地区担当民生児童委員さん・担当介護支援専門員(ケアマネジャー)・担当包括支援センター職員のいずれかの方の署名が必要です。

### 理容券の使い方

- 1) 理容券が手元に届きましたら、ご利用の理容店に連絡し、理容日を調整してください。なお、理容日は原則として月曜日です。
- 2) この理容券は、「福祉協力店」としてご協力をいただいている理容店でのみご利用できます。

#### 令和8年度 福祉協力店一覧

● BARBER'S KAKIO (柳縄手 22-2689)	● コマツヘアサロン (万町 22-5202)
● 棕平理容所 (江尻 27-0520)	● 上前理容店 (白柏 22-2823)
● ヘアサロン ユイ (喜多 22-0935)	● ヘアサロン・カトウ(鶴賀 22-2740)
● ヘアサロンニシカワ (上司 25-0013)	● 理容おかだ (岩ヶ鼻 28-0434)

- 3) この理容券は、年間 3回以内でご利用いただけます。
- 4) 理容料は、1回 5,000 円です。そのうち、半額を理容券 1枚(2,500 円)が負担しますので、整髪が済みましたら自己負担額 2,500 円と宮津市社協が発行しています理容券を理容師さんにお渡しください。

1 回の理容料(5,000 円)  
= 訪問理容サービス券(2,500 円)+自己負担金(2,500 円)



### 注意事項

- 1) 理容券の有効期間は、令和8年 4 月 1 日から令和9年 3 月 31 日までです。
- 2) 理容券は、再発行しませんので取り扱いには十分注意してください。
- 3) 理容券は、他に譲渡しないでください。理容業務は、30 分程度の時間ですので、ご家族(介護者)の方は常時付き添っていただき、ご本人の身体を支えたり動かすときなどご協力ください。
- 4) 整髪にあたっては、ハサミなどを使用しますので、危険が予想される方は整髪を受けることができません(原則として顔剃りはしません)。
- 5) 整髪後の身体清拭および身の回りの清掃は、ご家族(介護者)でお願いします。
- 6) ご本人の不注意で万が一事故が起こった場合、事業主体である宮津市社会福祉協議会および理容店(理容師)は責任を負いかねますのでご了承ください。

お問合せ先: 宮津市社会福祉協議会 (電話 22-2090/FAX25-2414)